

「サッポロ割」事業者募集要項

本募集要項は、「サッポロ割」事業支援金交付要綱（以下「サッポロ割要綱」）に基づき、サッポロ割事業への参画事業者の募集を実施するものであり、募集要項に定めのない事項については実施要綱を準用します。（サッポロスマイルクーポン事業の事業者は、別途「サッポロスマイルクーポン」事業者募集要項を参照ください。）

1. 募集対象者

対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者のうち、サッポロ割要綱第3条第2項及び第3項の条件を満たす者とする。

(1) 市内にある宿泊施設を運営する者のうち、次のいずれかに該当する者。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項から第3項の規定による「旅館・ホテル営業」及び「簡易宿所」を営む者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者は除く。

イ 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項により住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者

(2) 北海道内に営業店舗がある旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者

(3) 日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、相応の実績を持つと認められる者

(4) 対象事業者としてサッポロ割事務局（以下「事務局」）が適当と認める者

※1-（1）で定める者のうち、自社サイト等での直接販売を行わず、旅行会社・OTA経由での販売のみを受け付ける者についても事業への参加は可能とする。

2. 「サッポロ割」支援金事業概要

支援金の金額は3,000円とし、各号の商品に限る。また、支援金の対象となる商品の購入回数に制限は設けない。ただし、連泊の上限については5泊までとする。

(1) 1人（人泊）当たりの税込販売価格が5,000円以上の宿泊商品とし、他の割引制度（GoTo トラベルキャンペーン等）と併用する場合は、他制度の割引後の価格が5,000円以上の商品とする。ただし、制度やシステム上の都合により、本事業の支援制度による割引後の価格をもとに他制度の支援額を決定することは排除しない。なお、想定されるその他宿泊割引キャンペーン及び併用時の取扱方は別表1に定める通りとする。※別表1は公式HPで随時更新予定

(2) 前号のうち、部屋単位の販売価格（民泊等）については、1室当たりの税込販売

価格が 5,000 円以上の商品とし、他の割引制度 (GoTo トラベルキャンペーン等) と併用する場合は、他制度の割引後の税込価格が 5,000 円以上の商品とする。ただし、制度やシステム上の都合により、本事業の支援制度による割引後の価格をもとに他制度の支援額を決定することは排除しない。なお、想定されるその他宿泊割引キャンペーン及び併用時の取扱方は別表 1 に定める通りとする。※別表 1 は公式 HP で随時更新予定

(3) OTA と旅行会社は、クーポンコードや引換証の発行・手交等で「サッポロ割」を利用した宿泊予約であることを宿泊施設が認識できるようにしなければならない。

(4) 宿泊施設は、サッポロ割を利用する宿泊者に対して「サッポロスマイルクーポン」(以下「クーポン」という。)を宿泊のチェックイン時に 1 人 1 泊当たり 2,000 円分を配布する。ただし、部屋単位の販売価格 (民泊事業者等) については、1 室 1 泊当たり 2,000 円を配布する。なお、クーポンは予約方法に関わらず、サッポロ割を利用した対象宿泊者全員に配布するものとする。

※サッポロ割利用以外の宿泊者へは配布してはいけない。

(5) 支援金の交付対象となる宿泊事業者や旅行会社等 (以下「対象事業者」という。) は、支援金の対象となる商品の販売に際しては、本事業であることを明らかにするため、商品名に「サッポロ割」を明記するとともに、本来の販売価格 (税及びサービス料を含む) 及び支援を受けた後の販売価格と併せ、支援金の額を明記すること。募集型企画旅行については、本来の販売価格の明示が旅行業法上不可のため、参加申請後に提出する誓約書の内容を遵守する事業者のみ販売を可能とする。事務局は、必要に応じて対象事業者から仕入精算書類などの提出・報告を求め、調査することができる。

(6) OTA 及び旅行会社が販売できる商品は、サッポロ割参画宿泊施設のみが対象となり、参画申請をしていない宿泊施設は販売することができない。なお、参画宿泊施設一覧は別途事務局より交付金額の決定通知と共に各事業者に共有するものとする。

3. 支援金の対象となる期間

別途通知する日から市と事務局が別途定める期日分 (チェックアウト日) まで。

※新型コロナウイルスの感染拡大状況を見て、後日、開始日を公表いたします。

4. 適用の除外

前項に規定する中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象外とする。

(1) 国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を基に、市がサッポロ割事業の中止又は一時停止した場合

(2) 取引先等の関係者への優先販売及び宿泊施設関係者 (同居親族含む) の自社施設

の予約・利用

- (3) 施設を予約したが、実際には利用しないいわゆる「ノーショウ」と呼ばれる行為
- (4) 有料会員又は福利厚生会員等、特定の者しか購入できない商品
- (5) 販売方法等が不明瞭なもの
- (6) その他、事務局が不相当と認めるもの

5. 申請方法

- ・サッポロ割事務局が指定する様式で、必要書類及び誓約書を提出し、参画事業者としての登録を申請します。
- ・申請及び請求は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなど止むを得ない事情がある場合は、事務局へ連絡の上、下記申込書類を期限までに提出することとする。
 - (1) サッポロ割事業参加登録申請書（様式1）
 - (2) 誓約書（様式2）、委任状（様式5※事務局が必要と判断した場合のみ）
 - (3) 口座確認書（様式3）
 - (4) 前号の指定口座通帳の写し
 - (5) 「北海道スタイル安心宣言」の写し
 - (6) その他事務局が必要と認める書類

6. 申請書提出期限

（第1次締切）令和4年4月8日（金）

（第2次締切）令和4年4月28日（金）

※上記期日以降の申請については、別途市と事務局が定める期日で締め切り日を設けたうえで、受け付ける。

7. 感染症による北海道警戒ステージ等の対応について

感染拡大により地域の往来の抑制や外出の自粛等の行動制限等の発令がされた場合は、事務局と連携を密にとりながら、以下の対応をお願いします。

- (1) 札幌市内に行動制限等が発令
 - ① 事業の一時停止又は利用対象者を制限する場合があります。
 - ② すでに予約をされている割引対象外の方への連絡や新規販売を中止してください。
 - ③ 本件に該当する場合のキャンセル料は予約者から求めないでください。
- (2) 札幌市外で行動制限等が発令
 - ① 対象地域からの宿泊者に対する「サッポロ割」を利用した旅行は控えるよう呼びかけます。

- ② すでに予約をされている対象地域の方がキャンセルする場合は、キャンセル料を予約者に求めないでください。

8. お問い合わせ

サッポロ割事務局

【電話番号】 0570-011-501 (ナビダイヤル)

(土・日・祝を除く 10:00~17:00)

ナビダイヤルはPHS等一部利用できない場合があります。利用できない場合は携帯電話等の回線からお掛け直しいただくか、コールセンターへお掛けください。

011-351-3900 (コールセンター)

別表 1

1. HOKKAIDO LOVE !割

- (1) それぞれのキャンペーン実施要綱や募集要項にて、いずれの条件も併用先（相手）事業の要綱等で併用可否や適用条件をご確認ください。
- (2) 併用時においては、それぞれのキャンペーン実施要綱や要項に従い、それぞれのキャンペーン名称・条件・割引額等をお客様へ正しく明示をしてください。
- (3) 併用時の取扱方（割引順序）については、下記の通りに定めます。
原則、「サッポロ割」事業 5,000 円以上の札幌市内宿泊商品割引適用後に、「HOKKAIDO LOVE !割」事業割引適用となり、それぞれのキャンペーン条項に適合するものとする。

交通付き商品についても同様の扱いとする。

周遊旅行については、札幌市内宿泊 1 泊につきとし、他都市分の支援を除く。